

横浜市新教育情報ネットワーク運用管理要綱

制定 令和3年4月1日教小企第5705号
最近改正 令和7年4月1日教小企第4093号

第1章	総則	(第1条から第2条)
第2章	管理責任者、管理補助者、実務者の設置、責務	(第3条から第10条)
第3章	利用者権限の管理	(第11条から第12条)
第4章	運用	(第13条から第14条)
第5章	接続	(第15条から第20条)
第6章	設備管理	(第21条から第25条)
第7章	セキュリティ対策	(第26条から第29条)
第8章	個人情報の取扱い	(第30条)
第9章	サービスの提供	(第31条)
第10章	調査	(第32条)
第11章	新Y・Y N E T連絡会	(第33条)
第12章	その他	(第34条から第35条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市新教育情報ネットワーク（以下「新Y・Y N E T」という。）の運用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、その情報セキュリティ及び信頼性を確保し、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教育の情報化の推進等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新Y・Y N E T 基幹ネットワーク及び学校内等ネットワークから構成されている横浜市新教育情報ネットワークをいう。
- (2) 基幹ネットワーク 主管課が設置した通信回線、サーバ類、ネットワーク機器等から構成されるネットワークをいう。
- (3) 学校内等ネットワーク 学校等に設置された支線ネットワーク。ルータ出口先の通信回線、サーバ類、ネットワーク機器等とこれらに接続して使用する端末機、周辺装置等から構成されるネットワークをいう。
- (4) 学校等 横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び教育委員会事務局の各課等、新Y・Y N E Tのすべての接続拠点をいう。
- (5) 主管課 教育委員会事務局教育D X推進部教育D X推進課をいう。
- (6) 利用者 新Y・Y N E Tを利用する児童生徒、教職員等をいう。
- (7) 端末機 情報の入力等を行う装置（仮想化技術を用いて構築されたものを含む。）をいう。
- (8) サーバ類 各種の情報を提供し、管理する役割を有する装置（仮想化技術を用いて構築されたものを含む。）をいう。
- (9) ネットワーク機器 ルータ、スイッチ、ハブ、無線LANアクセスポイント、その他これらに類する通信に必要な機器（仮想化技術を用いて構築されたものを含む。）をいう。
- (10) 周辺装置 プリンタ、ディスプレイ、外部記録装置その他これらに類する端末機及びサーバ類に接続して使用する装置をいう。
- (11) セキュリティ対策 あらゆる障害から新Y・Y N E Tを保護し、不正なアクセスを防止する等、安全性及び信頼性を確保することをいう。
- (12) ソフトウェア システムプログラム、ミドルウェア、アプリケーションプログラムをいう。
- (13) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティ事故又は情報セキュリティ事故につながるおそれのある事象をいう。

第2章 管理責任者、管理補助者、実務者の設置、責務

(ネットワーク管理責任者の設置)

第3条 新Y・Y N E Tの運用及び管理を行うとともにその総括を行うため、ネットワーク管理責任者を置く。

2 ネットワーク管理責任者は、主管課の長をもって充てる。

(ネットワーク管理補助者の設置)

第4条 ネットワーク管理責任者を補助するために主管課にネットワーク管理補助者を置く。

2 ネットワーク管理補助者は、主管課の係長をもって充てる。

(ネットワーク実務者の設置)

第5条 ネットワークの運用及び管理に関する実務を担当するために主管課にネットワーク実務者を置く。

2 ネットワーク実務者は主管課の職員をもって充てる。

(学校等管理責任者の設置)

第6条 学校内等ネットワークの運用及び管理を行うため、学校等管理責任者を置く。

2 学校等管理責任者は、学校長又は課長をもって充てる。

(学校等管理補助者の設置)

第7条 学校等管理責任者を補助するため、学校等管理補助者を置く。

2 学校等管理補助者は、副校長又は係長（又は職員）をもって充てる。

(学校等実務者の設置)

第8条 学校内等ネットワークの運用及び管理に関する実務を担当するために、学校等実務者を置く。

2 学校等実務者は、教職員をもって充てる。

(ネットワーク管理責任者の責務)

第9条 ネットワーク管理責任者は、ネットワーク管理補助者、ネットワーク実務者及び学校等管理責任者を統括するとともに、新Y・Y N E Tの運用及び管理を総合的に行うため、次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 新Y・Y N E Tの計画的な整備に関する事項
- (2) 基幹ネットワークの運用及び管理に関する事項
- (3) 学校内等ネットワークの支援及び指導に関する事項
- (4) 新Y・Y N E T全体に係るセキュリティ対策に関する事項
- (5) 新Y・Y N E Tに係る研修に関する事項
- (6) 新Y・Y N E Tに係る関係機関との連絡調整に関する事項
- (7) その他必要な事項

(学校等管理責任者の責務)

第10条 学校等管理責任者は、学校等管理補助者、学校等実務者を統括するとともに、学校内等ネットワークの運用及び管理を総合的に行うため、次の各号のとおり実施するものとする。

- (1) 学校内等ネットワークの計画的な整備に関する事項
- (2) 学校内等ネットワークの運用及び管理に関する事項
- (3) 学校内等ネットワークに係るセキュリティ対策に関する事項
- (4) 学校内の教職員に対する新Y・Y N E Tに係る研修に関する事項
- (5) 学校等の教職員との連絡調整に関する事項
- (6) 新Y・Y N E Tを利用した学校情報の計画的な発信に関する事項

(7) その他必要な事項

第3章 利用者権限の管理

(利用者権限の設定等)

第11条 ネットワーク管理責任者は、利用者を特定し、利用者の新Y・Y N E Tにおける利用可能な範囲（以下「利用者権限」という。）の設定及び管理を行う。

(利用者権限の管理)

第12条 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、新Y・Y N E Tの適正な運用及び管理を行うため、次の各号を利用者に徹底するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守すること。
- (2) 学習及び職務以外の目的に利用しないこと。
- (3) 利用者権限を適切に使用すること。
- (4) その他ネットワーク管理責任者が不適切と判断する行為を行わないこと。

第4章 運用

(運用時間)

第13条 新Y・Y N E Tは、通年稼働するものとする。

(運用の停止)

第14条 前条の規定にかかわらず、ネットワーク管理責任者は、運用上又は技術上の理由により、必要に応じ、新Y・Y N E Tの運用を停止することができる。

2 学校等管理責任者は、校舎管理等の理由等によりやむをえず学校内等ネットワークの運用を停止せざるを得ない状況が発生する場合には、事前にネットワーク管理責任者に連絡するものとする。

3 ネットワーク管理責任者は、第1項の規定によりやむをえず新Y・Y N E Tの運用の一部又は全部を停止しようとするときは、あらかじめ、その旨を学校等管理責任者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

第5章 接続

(ネットワーク等との接続)

第15条 新Y・Y N E Tにおけるインターネットとの接続は、ネットワーク管理責任者が行うものとし、利用者はネットワーク管理責任者が行う接続以外の方法でインターネットに接続してはならない。

2 前項にかかわらず、学校等管理責任者が独自に回線等を用い、インターネット等に接続する場合は、事前にネットワーク管理責任者に協議し、その承認を得なければならない。

(端末機等の接続管理)

第16条 新Y・Y N E Tに接続する端末機、サーバ類、ネットワーク機器及び周辺装置については、学校等管理責任者が適切な管理をしなければならない。

(端末機の接続条件)

第17条 新Y・Y N E Tに接続する端末機は別途定める条件を満たすものでなければなら

ない。

（ソフトウェアの導入基準）

第18条 端末機で使用するソフトウェアは別途定める基準を満たすものでなければならぬ。新たにソフトウェアを導入する場合は、学校等管理責任者の責任の下にインストールすること。ライセンス管理等についても適切に行うこと。

（サーバ類の接続条件）

第19条 学校等管理責任者は、独自に新Y・Y N E Tに接続するサーバを設置し運用しようとするときは、事前にネットワーク管理責任者に協議し、その承認を得なければならない。

（ネットワーク機器の接続条件）

第20条 ネットワーク機器の追加・変更等を行う場合、学校等管理責任者は事前にネットワーク管理責任者に協議し、その承認を得なければならない。

第6章 設備管理

（設備管理）

第21条 ネットワーク管理責任者は、基幹ネットワークの設備管理を行うものとする。

2 ネットワーク管理責任者は、基幹ネットワークについて別途定める設備管理に関する資料を備えるものとする。

3 学校等管理責任者は、学校内等ネットワークの設備管理を行うものとする。

4 ネットワーク管理責任者は、非開示情報を含むデータを保有するサーバ等の運用管理について、情報資産の重要度に応じて次のような対策をとらなければならない。

(1) 利用権限を持たない者が利用できないようにすること。

(2) 保守の記録を残すこと。

(3) あらかじめ障害発生時の代替機器を用意しておくこと。

5 ネットワーク管理責任者は、ウェブサーバ等、インターネットを経由して不特定多数からアクセスが可能な状態にある情報機器等について、サイバー攻撃のリスクに対して、適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。

（稼働のための環境整備等）

第22条 ネットワーク管理責任者は、庁舎の構造上の条件及び設置場所その他の条件を考慮して、基幹ネットワークの稼働のための必要な環境整備に努めるものとする。

2 ネットワーク管理責任者は、基幹ネットワークの保守及び点検を行うものとする。

3 学校等管理責任者は、前2項の規定によりネットワーク管理責任者が行う環境整備並びに保守及び点検に協力するものとする。

4 学校等管理責任者は、学校内等ネットワークの設置場所その他の条件を考慮し、その正常な稼働を確保するよう努めるものとする。

（運用状況の監視）

第23条 ネットワーク管理責任者は、新Y・Y N E Tの適正な運用を確保するため、その運用状況を監視し、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（経費負担）

第24条 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、それぞれが管理する設備につ

いて、機器の購入、更新及び修繕、並びに消耗品類の調達等、維持管理にかかる経費を負担するものとする。

(設備の移設等)

第25条 学校等管理責任者は、校舎の移設、改築等により新Y・Y N E T設備の移設その他の変更が必要な場合は、事前にネットワーク管理責任者に報告するものとする。

2 前項に定める学校内等ネットワークの変更に必要な経費については、原則として学校等管理責任者が負担するものとする。

第7章 セキュリティ対策

(セキュリティ対策)

第26条 ネットワーク管理責任者は、基幹ネットワークのセキュリティ対策について、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程及びその他関連規定に基づき行うものとし、適時見直しを行い、情報技術の進展等に対応した適切な措置を講ずるものとする。

2 ネットワーク管理責任者は、学校等管理責任者が所管する学校内等ネットワークについてセキュリティ対策を行うよう求めることができる。

3 学校等管理責任者は、ネットワーク管理責任者が第1項の規定に基づき行った対策に準じて、所管する学校内等ネットワークに関して適切な措置を講ずるものとする。

(サーバ等の管理)

第27条 ネットワーク管理責任者は、サーバ等を安全に運用するよう管理しなければならない。

2 ネットワーク管理責任者は、非開示情報を含むデータを保有するサーバ等の運用管理について、情報資産の重要度に応じて次のような対策をとらなければならない。

(1) 利用権限を持たない者が利用できないようにすること。

(2) 保守の記録を残すこと。

(3) あらかじめ障害発生時の代替機器を用意しておくこと。

3 ネットワーク管理責任者は、インターネットを経由したサイバー攻撃のリスクに対して、適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。

(端末機等の管理)

第28条 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、端末機等を安全に運用し、管理しなければならない。

2 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、非開示情報を含むデータを閲覧可能な端末機等の運用管理について、情報資産の重要度に応じて次のような対策をとらなければならない。

(1) 盗難防止対策を行うこと。

(2) 利用権限を持たない者が利用できないようにすること。

(3) ソフトウェアは、教育活動または業務に必要なもののみを導入すること。

(4) 外部への持出し制限対策又は外部でのデータ利用制限対策を行うこと。

3 ネットワーク管理責任者及び学校等管理責任者は、独自で端末機等を導入する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。

(技術的なセキュリティ対策)

第29条 ネットワーク管理責任者は、不正アクセスやマルウェア等からの情報資産の保護など情報システムの技術的処理方法に関わる情報セキュリティの確保及びインターネットリスクに関わる情報セキュリティの確保のため、次の各号に掲げる事項について学校等に共通する技術的な情報セキュリティ対策を規定しなければならない。

- (1) 情報資産をマルウェア等から保護するために遵守しなければならない事項
- (2) 情報資産を権限のない第三者による侵害から保護するために遵守しなければならない事項

第8章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第30条 個人情報を取扱う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、適正に行わなければならない。

第9章 サービスの提供

(サービス提供)

第31条 ネットワーク管理責任者は、新Y・Y N E Tにより提供できるサービスのうち電子的情報の発信及び受信、並びに共有等の基本的なサービスを提供できるものとする。

- 2 学校等管理責任者は、新Y・Y N E Tにおいて第1項に定めるもの以外のサービスを提供することができる。
- 3 前項の規定により学校等管理責任者が第1項に定めるもの以外のサービスを提供しようとするときは、事前にネットワーク管理責任者と協議し、その承認を得なければならない。

第10章 調査

(調査等)

第32条 ネットワーク管理責任者は、新Y・Y N E Tについて運用上又は管理上必要があると認める場合は、利用者の新Y・Y N E Tの利用状況及び利用内容の調査を行うことができる。

- 2 学校等管理責任者は、前項の調査にあたり、ネットワーク管理責任者から依頼を受けた場合は、協力して調査にあたるものとする。

第11章 新Y・Y N E T連絡会

(全体調整)

第33条 ネットワーク管理責任者は、新Y・Y N E Tの円滑な運用及び管理を図るため、新Y・Y N E T連絡会を設置することができる。

第12章 雑則

(罰則)

第34条 次の事象が発生した場合、ネットワーク管理責任者は該当接続拠点を新Y・Y N E Tから切断する等の必要な措置をとることができる。

- (1) 不適切な行為があった場合。
 - (2) 利用者がネットワーク管理責任者の指示に従わない場合。
 - (3) その他ネットワーク管理責任者が必要であると判断した場合。
- (その他)

第35条 この要綱で規定するもの以外は新Y・Y N E T利用ガイドラインで定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。